

現場説明の質問に対する回答書

入札参加者 様

環境創造局管路整備課長

工事名：西部処理区中和田雨水幹線下水道整備工事
公告日：令和3年9月21日 公告番号：第117号 契約番号：2121010279

工事の現場説明に関し質問がありましたので、次のとおり回答致します。

番号	質問内容	回答
1	「積算基準」「建設物価・積算資料」「土木工事資材等単価表」「建設機械等損料表」の適用年月をご教示ください。	本設計書において使用している各種資料の適用年版については以下の通りです。
2	設計書 本工事の適用年版は『令和3年4月1日基準』と記載されておりますが、これは単価適用年版を指しているのでしょうか。	【基準書】 <ul style="list-style-type: none"> 「土木工事標準積算基準書」：令和2年8月 「下水道用設計標準歩掛表」：令和2年度 「公園緑地関連登録代価根拠集」：令和3年4月
3	設計書 適用している横浜市の土木工事標準積算基準書は令和2年8月版と考えてよろしいでしょうか。	【労務単価】 <ul style="list-style-type: none"> 「公共工事設計労務単価表」：令和3年3月 「環境創造局公共工事設計労務単価表」：令和3年3月
4	設計書および参考資料 本工事における適用年版はR0304と記載されておりますが、道路局の土木工事資材等単価表も令和3年4月を採用していると考えてよろしいでしょうか。	【資材単価】 <ul style="list-style-type: none"> 「道路局土木工事資材等単価表」：令和3年4月 ※土木工事資材等単価表の中で参照している物価資料等の適用年版は、土木工事資材等単価表に記載のとおりです。 「環境創造局土木工事資材等単価表」：令和3年4月 ※土木工事資材等単価表の中で参照している物価資料等の適用年版は、土木工事資材等単価表に記載のとおりです。
5	本工事の積算に使用されている物価資料（積算資料・建設物価）の適用年月をご教示下さい。	
6	本工事の積算に使用している局単価の適用年月をご教示下さい。	<ul style="list-style-type: none"> 「月刊建設物価（web含む）及び月刊積算資料（別冊もしくは電子版含む）」：令和3年6月 ※個別登録単価一覧表に係るものです。
7	本工事積算において採用された資料は以下と考えてよろしいでしょうか。 <ul style="list-style-type: none"> 横浜市土木工事標準基準書：令和2年8月版 下水道用設計標準歩掛表：令和2年度版 建設機械等損料表：令和2年度版 公表工事設計労務単価：令和3年3月版 横浜市土木工事資材等単価表(各局)：令和3年4月版 建設物価・積算資料：令和3年4月版 	<ul style="list-style-type: none"> 「建設機械等損料表」：令和2年度版及び令和3年度版 ※令和3年度版は、個別登録単価一覧表に係るものです。土木積算システムに登録されている「建設機械等損料表」の単価は、令和2年度版です。 「推進工事事用機械器具等基礎価格表」：2020年度版
8	設計書 建設機械等損料表は令和2年度版を適用されているのでしょうか、それとも令和3年度版でしょうか、ご教示願います。	
9	積算基準書 土木工事標準積算書は令和2年8月版を適用するのでしょうか、ご教示願います。	
10	横浜市土木積算システム情報 土木積算システムに掲載されています資料は、令和3年4月以前のみを使用するのでしょうか、ご教示願います。	

11	昼夜16時間作業の労務単価は「下水道用設計標準歩掛表」P294 3. 労務単価の割増し 2) 労務単価の算出の式の通りでしょうか。また、算出した労務単価の端数は1円未満切上で1円単位でよろしいでしょうか。	単価については、環境創造局公共工事設計労務単価表（令和3年3月）の通りです。なお、横浜市庁舎内の市民情報センターにて閲覧が可能です。 単価の算出方法は、下水道用設計標準歩掛表（令和2年度）の通りです。割増補正係数は【小数点第四位止め（小数点第五位四捨五入）】とし、単価の処理は【1円止め（1円未満切捨て）】としています。
12	共SJ1020号 坑内作業工(泥濃推進)φ1650、砂礫土において Z4OR0121 トンネル世話役 昼夜16時間作業 Z4OR0119 トンネル特殊工 昼夜16時間作業 Z4OR0120 トンネル作業員 昼夜16時間作業の出典元についてご教示願います。	
13	参考資料 共SJ1020 坑内作業工（泥濃推進）トンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の昼夜16時間作業の単価は、1円単位としていますか、それとも10円単位でまるめた単価としていますか。	
14	参考資料 共SJ1030 坑外作業工（泥濃推進）特殊運転手、特殊作業員、普通作業員の昼夜16時間作業の単価は、1円単位としていますか、それとも10円単位でまるめた単価としていますか。	
15	第0001号内訳書 推進用鉄筋コンクリート管（泥濃）SJ1010号切羽作業工（泥濃推進）の労務単価において、公共工事設計労務単価に割増対象賃金比及び割増係数を乗じて得れた算出額の1円未満を切上げて、1円単位で計上されてると考えてよろしいでしょうか。	
16	昼夜二交替平均単価（総労働時間16時間）は下水道用設計標準歩掛表に準拠した算出方法とと考えてよろしいでしょうか。 平均単価算出に際し、基準額に係る割増補正係数は『小数点第四位止め（小数点第五位四捨五入）』処理を行い算出されているのでしょうか。また、平均単価の端数処理は『1円単位止め（1円未満切捨て）』処理にて計上されているとと考えてよろしいでしょうか。	
17	SJ1020 滑材の配合をご教示下さい。	共SJ1020号「坑内作業工（泥濃推進）」枝番00084「滑材」の配合は、以下の通りです。
18	共SJ1020号 坑内作業工（泥濃推進）単価表において、枝番00084 滑材の配合をご教示ください。	1,000L当り スムーズエース 1,000L 水（使用水量 20m3） 1m3
19	共SJ1020号 00084滑材の1000L当りの配合と材料の品名、規格をご教示ください。また、それぞれの材料単価の出典元をご教示ください。	材料の規格等の詳細については回答しません。 単価については、環境創造局土木工事資材等単価表（令和3年4月版）の通りです。
20	共SJ1020号 坑内作業工(泥濃推進)φ1650、砂礫土内 滑材の配合、仕様及び数量についてご教示願います。	
21	参考資料 共SJ1020号 坑内作業工（泥濃推進）滑材1000L当りの配合内訳をご教示ください。	
22	参考資料 共SJ1020号 坑内作業工（泥濃推進）滑材に水は計上されていますか。	
23	第0001号内訳書 推進用鉄筋コンクリート管（泥濃）「坑内作業工（泥濃推進）」にて計上されている『滑材』の積算において、「混合済み滑材」を採用されているのでしょうか。採用された材料名および単価をご教示願います。また、現場配合にて計画されている場合は、各種材料名・仕様規格・配合数量および単価をご教示願います。	

24	設計書p.13 「第0001号 内訳書 推進用鉄筋コンクリート管(泥濃)」内の、『機械器具損料及び電気料(泥濃推進)』には、参考資料の個別登録単価一覧表に記載のある“Z4BLK00001-00284, Z4BLK00002-00284, Z4BLK00003-00284, Z4BLK00004-00284”の4項目が計上されていると考えて宜しいでしょうか。また、不足の項目等がございましたらご教示下さい。	第0001号「推進用鉄筋コンクリート管(泥濃)」枝番00284「機械器具損料及び電気料(泥濃推進)」の内訳は、以下の通りです。 Z4BLK00001-00284「電力料」 Z4BLK00002-00284「機械器具損料(1)」 Z4BLK00003-00284「機械器具損料(2)」 Z4BLK00004-00284「機械器具損料(3)」 諸雑費(まるめ)
25	第0001号内訳書 推進用鉄筋コンクリート管(泥濃)「機械器具損料及び電気料(泥濃推進)」の1式当りは、「有効桁上位4桁止め切上げまるめ」と考えてよろしいでしょうか。	「機械器具損料及び電気料(泥濃推進)」の有効数字は、4桁に処理しています。
26	SJ1020 高濃度泥水の配合をご教示下さい。	共SJ1020号「坑内作業工(泥濃推進)」枝番00085「高濃度泥水」の配合は、以下の通りです。
27	参考資料 共SJ1020号 坑内作業工(泥濃推進)高濃度泥水に計上されている、粉末粘土はベントナイト(#250)と考えてよろしいでしょうか。	10m3当り 粘土 3.6 t CMC 30 k g 目詰材 120 k g 水(使用水量20m3) 8.398m3
28	共SJ1020号 坑内作業工(泥濃推進)φ1650、砂礫土内 高濃度泥水において泥水の配合、仕様及び数量についてご教示願います。	材料の規格等の詳細については回答しません。単価については、環境創造局土木工事資材等単価表(令和3年4月版)の通りです。
29	共SJ1020号 00085高濃度泥水の粉末粘土及び増粘剤はそれぞれ「環境創造局土木資材等単価表下水道資材単価表」のZ403021008 粘土及びZ403021004 CMCでよろしいでしょうか。異なる場合は 材料の品名、規格及び単価の出典元をご教示ください。	
30	参考資料 共SJ1020号 坑内作業工(泥濃推進)高濃度泥水に計上されている、粉末粘土の名称および規格をご教示ください。	
31	参考資料 共SJ1020号 坑内作業工(泥濃推進)高濃度泥水に計上されている、増粘剤の名称および規格をご教示ください。	
32	共SJ2010号 切羽及び坑内作業工(泥濃ソールド)直線区間内 高濃度泥水において泥水の配合、仕様及び数量についてご教示願います。	共SJ2010号「切羽及び坑内作業工(泥濃ソールド)」枝番00130「高濃度泥水」の配合は、以下の通りです。 10m3当り 粘土 3.6 t CMC 30 k g 目詰材 120 k g 水(使用水量20m3) 8.398m3 材料の規格等の詳細については回答しません。単価については、環境創造局土木工事資材等単価表(令和3年4月版)の通りです。

33	共SJ1060号 00100注入材料の1000L当りの配合と材料の品名、規格をご教示ください。また、それぞれの材料単価の出典元をご教示ください。	共SJ1060号「裏込注入工（泥濃推進）」枝番00100「注入材料」の配合は、以下の通りです。 1,000L当り セメント（高炉B）（25kg袋入） 0.5 t フライアッシュ 250 k g ベントナイト（250メッシュ） 100 k g 分散材 4 k g 目詰材 5 k g 水（使用水量20m3） 0.7m3 材料の規格等の詳細については回答しません。単価については、道路局土木工事資材等単価表（令和3年4月版）及び環境創造局土木工事資材等単価表（令和3年4月版）の通りです。 「水（使用水量20m3）」は【管理区分：T】で積算しています。
34	共SJ1060号 裏込注入工（泥濃推進）φ1650、砂礫土内 注入材料において注入材の配合、仕様及び数量についてご教示願います。	
35	参考資料 共SJ1060号 裏込注入工（泥濃推進）注入材料に計上されているセメントは、普通ポルトランドセメントでしょうか、高炉（B種）セメントでしょうか。	
36	参考資料 共SJ1060号 裏込注入工（泥濃推進）注入材料に計上されているセメントは、25kg袋入りの単価を計上していると考えてよろしいでしょうか。	
37	参考資料 共SJ1060号 裏込注入工（泥濃推進）注入材料に計上されているベントナイトは、250メッシュと考えてよろしいでしょうか。	
38	参考資料 共SJ1060号 裏込注入工（泥濃推進）注入材料に、水は計上されていますか。	
39	参考資料 共SJ1060号 裏込注入工（泥濃推進）注入材料に、水は計上されていますか。	
40	第0003号内訳書 裏込め「裏込注入工（泥濃推進）」にて計上されている「注入材料」積算において、積算で用いた各種材料名・仕様規格および配合数量をご教示願います。練り混ぜ水が計上されている場合、水道料金の規格は「水_使用数量20m3」と考えてよいでしょうか。また、その水道費用は「管理区分：T」で積算されていると考えてよろしいでしょうか。	
41	第0004号 管目地 において目地モルタル工に使用する砂の仕様についてご教示願います。	
42	第0004号 管目地 目地モルタル工に計上されている砂は洗砂（コンクリート用骨材（細目））と考えてよろしいでしょうか。	
43	第0004号 管目地 目地モルタル工に計上されているセメント（高炉B）は、バラでしょうか袋物でしょうか。	
44	第0004号内訳書 管目地「目地モルタル工」にて計上されているセメント（高炉B）の規格は「25kg袋_大口（取引数量160～320袋）」と考えてよろしいでしょうか。また、砂の規格は「洗砂_コンクリート用骨材_細目」と考えてよろしいでしょうか。	
45	第0006号内訳書 セグメント セグメントシール材の品質仕様をご教示下さい。	地下水圧0.12MPaに対応したシール材としています。単価については、環境創造局土木工事資材等単価表（令和3年4月版）の通りです。
46	第0010号内訳書 裏込材の注入率をご教示下さい。	第0010号「裏込材」における裏込材数量の算出に用いている注入率は1.3で算出しています。

47	本工事で使用している生コンクリート(高炉B)18-8-25及び21-8-25の水セメント比はそれぞれ60%以下、55%以下でよろしいでしょうか。	本工事で使用する生コンクリート(高炉B)18-8-25の水セメント比は60%以下、生コンクリート(高炉B)21-8-25の水セメント比は55%以下です。
48	参考資料 共SJ3010号 発進坑口工 コンクリートに計上されている生コンクリートは、横浜市道路局 土木工事資材等単価表に記載の「生コンクリート(高炉B)18-18-25(20)水セメント比60%以下」と考えてよろしいでしょうか。	単価については、道路局土木工事資材等単価表(令和3年4月版)の通りです。
49	第0024号 クレーン基礎 コンクリートに計上されている生コンクリート(18-8-25(高炉))は、横浜市道路局 土木工事資材等単価表に記載の「生コンクリート(高炉B)18-18-25(20)水セメント比60%以下」と考えてよろしいでしょうか。	
50	第0041号 立坑基礎 コンクリート打設(深礎工)に計上されている生コンクリート(18-8-25(高炉))は、横浜市道路局 土木工事資材等単価表に記載の「生コンクリート(高炉B)18-18-25(20)水セメント比60%以下」と考えてよろしいでしょうか。	
51	第0065号 覆工板 コンクリートに計上されている生コンクリート(18-8-25(高炉))は、横浜市道路局 土木工事資材等単価表に記載の「生コンクリート(高炉B)18-18-25(20)水セメント比60%以下」と考えてよろしいでしょうか。	
52	第0081号 仮設防音工基礎 「コンクリート」に計上されている生コンクリート21-8-25(20)は横浜市道路局土木工事資材等単価表に記載のW/C \leq 55%の単価と考えるとよろしいでしょうか。	
53	本工事で使用している生コン18-8-25(高炉)は、全て水セメント比60%以下でしょうか。また、単価は「令和3年度道路局土木工事資材等単価表 令和3年4月版」を採用されていると考えると宜しいでしょうか。	
54	第0013号内訳書他 コンクリート18-8-25(高炉)は、水セメント比の指定はないものとしてよろしいでしょうか?他のコンクリートも含め、水セメント比の指定がある場合は、ご教示願います。	
55	第0014号 推進用機器据付撤去 において使用するクレーンの電力量についてご教示願います。	下水道用設計標準歩掛表(令和2年度版)に記載の通りです。
56	第0014号内訳書 推進用機器据付撤去 「推進用機器据付撤去工(泥濃式推進)」の積算において、積算条件に「【0m3】」の記述があります。これは床板材が0m3、すなわち床板材は未計上と考えるとよろしいでしょうか。	第0015号「立坑内作業床」において床板材を計上しているため、第0014号「推進用機器据付撤去」では床板材を計上していません。
57	第0015号内訳書 立坑内作業床 「推進用作業床およびシールド用作業床」の積算において、計上されている床材の積算価格はスクラップ控除を考慮した設定として「横浜市土木工事資材等単価表掲載価格 \times 80%」と考えるとよろしいでしょうか。	その通りです。
58	第0015号内訳書 立坑内作業床 SJ3030号推進用作業床の鋼材設置撤去工に含まれる門型クレーンは揚程何mの仕様でお考えでしょうか。	本工事では、揚程12mの門型クレーンの使用を考えています。

59	第0015号内訳書 立坑内作業床 SJ3030推進用作業床 床材設置工に含まれる床材材料規格（寸法、厚さ含 む）をご教示下さい。	縞鋼板（3.2×914×1829）です。
60	第0015号内訳書 立坑内作業床 「推進用作業床およびシールド用作業床」の積算にお いて、計上されている床材設置工の床材の仕様規格は 「縞鋼板」でしょうか。それとも「アンチスリップ鋼 板（片面型）」でしょうか。ご教示願います。	
61	第0020号 設備搬出運搬処理 内 抗外コンクリート塊 搬出工 において使用するクレーンの電力量について ご教示願います。	下水道用設計標準歩掛表（令和2年度版）に記載の通り です。
62	第0021号 配管設備 配管設備工【排水用（水替用）】に鋼管損料は含まれ ていないと考えてよろしいでしょうか。	第0021号「配管設備」枝番00344「配管設備工」に鋼管 損料は含まれています。
63	第0023号 通信配線設備において電線回線数は1回線 と考えてよろしいでしょうかご教示願います。	電線回線数は2回線で積算しています。
64	第0023号内訳書 通信配線設備 通信回線数は標準通り2回線で積算されているので しょうか、ご教示願います。	
65	第0023号 通信配線設備 通信配線設備工に計上されている通信用ケーブルの規 格をご教示ください。	通信用ビニール電線の規格は【ビニール屋外線 TOV1.2】で す。
66	設計書p.22 「第0023号 内訳書 通信配線設備」通信 配線設備工に計上される『電話機』の単価は、「令 和3年度 環境創造局 土木工事資材等単価表」より引用 されていると考えて宜しいでしょうか。また、掲載さ れている単価は『損料価格』でしょうか。	第0023号「通信配線設備」枝番00365「通信配線設備 工」に計上されている電話機及び通信用ビニール電線は損 料価格です。 単価については、環境創造局土木工事資材等単価表（令 和3年4月版）の通りです。 なお、算出方法については、下水道用設計標準歩掛表 （令和2年度版）に記載の通りであり、端数処理は【1円 未満切捨て】です。
67	第0023号内訳書 通信配線設備 電話機の横浜市環境創造局単価は損料として1/3の価格 となっているのでしょうか。また、少数点以下は切捨 てされているのでしょうか。通信用ビニール電線損料 は損料として1/2の単価となっているのでしょうか。ま た、少数点以下は切捨てされているのでしょうか、ご 教示願います。	
68	以下に示す工種の下層路盤に計上されている再生クワッ ャRC-40は、「再生路盤材、溶融スラグなし」と考えて よろしいでしょうか。 第0057号 道路復旧工, 第0067号 舗装, 第0075号 舗装	その通りです。
69	以下に示す工種の基礎砕石に計上されている再生クワッ ャRC-40の規格は、「40～0mm (RC-40) 埋戻し材、基 礎材等」と考えてよろしいでしょうか。 第0024号 クレーン基礎, 第0050号 覆工, 第0062号 耐 震性貯水槽設置, 第0065号 覆工板, 第0081号 仮設防 音工基礎	その通りです。
70	以下に示す工種に計上されている再生クワッャRC-40の 規格は、「40～0mm (RC-40) 埋戻し材、基礎材等」 と考えてよろしいでしょうか。 第0058号 ブロック撤去・設置 歩車道境界ブロック, 第 0068号 擁壁 胴込・裏込材(砕石)	その通りです。
71	第0026号 立坑内仮設階段 仮設階段設置工に端数処理の諸雑費は計上されていま すか。	計上されています。

72	第0026号 立坑内仮設階段 材料費は、仮設階段設置工に計上せず、仮設階段設置用材料費にすべて計上されていると考えてよろしいでしょうか。	その通りです。
73	第0030号内訳書 シールド水替において、計上されているポンプの規格（揚程、出力）及び電力量をご教示下さい。	第0030号「シールド水替」枝番00403「シールド水替工（常時排水）」に計上されているポンプの規格は以下の通りです。 口径 150mm 全揚程 10m 出力 7.5kW 電力量 1台245日当り25,970kwh
74	第0030号内訳書 シールド水替において、245日は供用日数と考えてよろしいでしょうか。	その通りです。
75	第0033号内訳書 ガイド溝 H型鋼H-300 98.5 t 日及びH-200 13.2t日において、使用する鋼材数量（何m物×本数）をご教示下さい。	第0033号「ガイド溝」において使用するH型鋼の詳細は以下の通りです。 H-300：L=10.0m、2本 H-200：L=2.5m、2本
76	設計書p.27 「第0033号 内訳書 ガイド溝」ガイド溝は円環状ゆえに、H型鋼H-300は円形加工が必要であり買取品となりますが、かかる費用については変更協議対象となりますでしょうか。	工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
77	設計書p.28 「第0034号 内訳書 連続壁材料」5行目、『H形鋼 継手加工 SJ5170 64箇所』において、H形鋼孔明け加工費、継施工労務費はどのように計上されているのでしょうか。	H形鋼孔明け加工費、継施工労務費は計上していません。 契約後に別途協議します。
78	設計書 P28 第0035号 地中連続壁について、33m級の機械を使用することとなっておりますが、参考図に記載の和泉町第二公園の部分占用では、延長が不足しており、リーダーの組立解体が不可能です。公園占用範囲の拡大や、リーダーの短縮による継施工時の材料費、施工費の変更は設計変更の協議対象と考えてよろしいでしょうか。	地中連続壁工(柱列式)の施工帯図等は公表しません。 参考図に記載の20m×34mの範囲は、防音ハウスの設置範囲であり、地中連続壁工(柱列式)の施工帯を示したものではありません。和泉町第二公園内の占用については、施工段階で別途協議する必要がありますが、地中連続壁工(柱列式)の施工帯は十分確保できるものと想定しています。 工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
79	地中連続壁(柱列式)における連続壁材料のH形鋼の継手は1箇所/本となっておりますが、作業ヤードが狭く施工機械の仕様を小さい型に変更した場合、設計変更できるものと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	
80	第0035内訳書 号地中連続壁 SJ5070号先行削孔工において、オーガー長33m級となっておりますが、図面参16/23両発進立坑付帯工図1に示す20m×34m範囲のみでは地中連続壁機組立解体や施工が困難と考えられます。、地中連続壁機組立解体や施工に使用可能な公園敷地範囲をご教示下さい。	
81	設計書p.28 「第0035号 内訳書 地中連続壁」先行削孔工及び、連続壁工において、33m級のオーガーを計上されていることから、30m級のリーダが使用となります。この30m級のリーダの組立解体には、「和泉町第二公園」の大部分の占用が必要と考えますが、必要部分の占用が可能と考えて宜しいでしょうか。また、必要面積の占用が叶わない場合は、別途、変更協議対象と考えてよろしいでしょうか。	
82	設計書 P28 第0035号 地中連続壁について、用地は施工機械の重量に耐えられるものと考えてよろしいでしょうか。地盤強度不足が確認された場合の地盤改良等は、設計変更の協議対象と考えてよろしいでしょうか。	地中連続壁工(柱列式)において、用地は施工機械の重量に耐えられるものと想定していますが、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められる場合は、変更協議の対象となります。

83	第0040号内訳書 リング支保工継手部の図面をご教示願います。	図面については公表しません。
84	第0045号 ライナープレート掘削土留 内 グラウト工 においてグラウト材の配合についてご教示願います。	第0045号「ライナープレート掘削土留」枝番01462「グラウト工」に計上されているグラウト材は【注入用モルタル（ライナープレート用）】です。
85	第0045号 ライナープレート掘削土留 グラウト工に計上されている、グラウト注入材は環境創造局土木工事資材単価表「注入用モルタル（ライナープレート用）」を計上していますか。	材料の配合・規格等の詳細については回答しません。 単価については、環境創造局土木工事資材等単価表（令和3年4月版）の通りです。
86	第0045号 ライナープレート掘削土留 グラウト工に計上されている、グラウト注入材が「注入用モルタル（ライナープレート用）」と異なる場合、1m3当りの配合をご教示ください。	
87	設計書p. 32 「第0045号 内訳書 ライナープレート掘削土留」に計上の「グラウト工 13.8m3」は、グラウト材料を『注入用モルタル』として計上されていますか。または、『セメント+起泡剤+砂』を計上されていますか。	
88	第0045号内訳書 ライナープレート掘削土留 「グラウト工」において、積算で採用したグラウト注入材料の材料名・仕様規格および配合数量をご教示願います。	
89	設計書p. 32 「第0045号 内訳書 ライナープレート掘削土留」に「掘削土留」が記載されていますが、止水目的の超高圧噴射攪拌工が先行施工されるため、深礎工掘削時には 53m3程度の改良体の撤去が発生します。この改良体撤去に対する『はつり作業、処分工等』については、別途、変更協議対象と考えてよろしいでしょうか。	工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
90	第0057号内訳書 表層（歩道部）のアスファルト材料規格をご教示下さい。	第0057号「道路復旧工」枝番00977「表層(歩道部)」のアスファルト材料は【ポリマー改質アスファルトⅡ型】です。
91	設計書 P41～44 第0061号、第0062号 内訳書に記載の耐震性貯水槽は、図面記載の和泉町第二公園にて撤去新設する防火水槽のことを示されていると考えてよろしいでしょうか。	その通りです。
92	第0061号内訳書 撤去する耐震性貯水槽の図面と場所をご教示願います。	撤去する耐震性貯水槽の位置は参考図16/23の通りです。 構造図については公表しません。
93	第0061号 耐震性貯水槽撤去内訳書において、枝番01382 鋼矢板 油圧圧入 打込みで使用するラフテレーンクレーンは排対2次でよろしいでしょうか。	その通りです。
94	第0061号 耐震性貯水槽撤去 鋼矢板の賃料は、第0063号 仮設材にすべて計上されていると考えてよろしいでしょうか。	その通りです。
95	第0061号 耐震性貯水槽設置 鋼矢板 油圧圧入 引き抜き 1m当りの単価は1円単位でしょうか、それとも有効4桁でまらめていますか。	一円単位です。
96	設計書 p. 41 「第0061号 内訳書 耐震性貯水槽撤去」に際し、貯水の排水および配管撤去は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	第0061号「耐震性貯水槽撤去」において撤去する耐震性貯水槽には、給水設備が接続されていないため、配管撤去は不要です。 また、排水方法及び費用は、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。

97	設計書 p.41 「第0061号 内訳書 耐震性貯水槽撤去」において、床掘り残土110.2m ³ は、公園内仮置きと考えるとよろしいでしょうか。	第0061号「耐震性貯水槽撤去」における掘削土は、公園内での仮置きではなく、仮置き場への運搬を想定しています。
98	設計書 p.43 「第0062号 内訳書 耐震性貯水槽設置」に際し、防音ハウス範囲外の和泉町第二公園の占用が必要と考えますが、必要部分の占用が可能と考えて宜しいでしょうか。また、必要面積の占用が叶わない場合は、別途、変更協議対象と考えるとよろしいでしょうか。	和泉町第二公園内の占用については、契約後に別途協議する必要があります。なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
99	耐震性貯水槽設置後、給水設備は必要でないのでしょうか。	第0062号「耐震性貯水槽設置」において設置する耐震性貯水槽には、給水設備等の設置は不要です。
100	設計書 p.43 「第0062号 内訳書 耐震性貯水槽設置」に際し、配管等の諸設備設置は別途工事と考えてよろしいでしょうか。またその作業日数に相当する鋼材賃貸料は変更協議対象と考えるとよろしいでしょうか。	
101	第0062号 耐震性貯水槽設置内訳書において、枝番01404 鋼矢板 油圧圧入 打込みで使用するラフテレーンクレーンは排対2次でよろしいでしょうか。	その通りです。
102	第0062号 耐震性貯水槽設置 鋼矢板の賃料は、第0063号 仮設材にすべて計上されていると考えるとよろしいでしょうか。	その通りです。
103	第0062号内訳書 01388モルタル練の砂は洗砂 コンクリート用骨材細目でよろしいでしょうか。	第0062号「耐震性貯水槽設置」枝番01388「モルタル練」に計上されている材料の規格は以下の通りです。 砂：細目（洗い） セメント：25kg袋入、取引数量 160～320袋
104	第0062号 耐震性貯水槽設置 内 モルタル練りにおいて使用する砂の仕様についてご教示願います。	
105	第0062号 耐震性貯水槽設置 モルタル練に計上されている砂は、「細目」でしょうか、「荒目」でしょうか。	
106	第0062号 耐震性貯水槽設置 内 モルタル練りにおいてセメントはバラ・袋物どちらをお考えでしょうか。	
107	第0062号 耐震性貯水槽設置 モルタル練に計上されているセメント（高炉B）は、バラでしょうか袋物でしょうか。	

108	第0064号内訳書 1現場あたり修理費及び損耗費は補正係数は数量または単価のどちらに乗じているでしょうか。	土木工事標準積算基準書（令和2年8月版）の通り、道路局土木工事資材等単価表（令和3年4月版）に記載の整備費（市場価格）に係数を掛けて算出しています。なお、端数処理については、1円未満を切り捨てています。	
109	第0064号内訳書 修理費及び損耗費 内 1現場あたり修理費及び損耗費（覆工板） 鋼製従来型 は整備費にて計上されていますでしょうか。それとも特別調査でしょうか。ご教示願います。		
110	第0064号内訳書 修理費及び損耗費 内 1現場あたり修理費及び損耗費（覆工板） 鋼矢板III型, 無 は整備費にて計上されていますでしょうか。それとも特別調査でしょうか。ご教示願います。		
111	第0064号 修理費及び損耗費 内 1現場あたり修理費及び損耗費（副部材（A））は特別調査による単価でしょうか。		
112	第0064号内訳書 修理費及び損耗費 「1現場あたり修理費及び損耗費（覆工板） 鋼製従来型」は、「Z40401027 整備費 覆工版 鋼製従来型」の単価を1m ² 当り1.22m ² の計上と考えてよろしいでしょうか。		
113	第0064号内訳書 修理費及び損耗費 「1現場あたり修理費及び損耗費（鋼矢板） 鋼矢板III型, 無」は、「Z404051012 整備費 鋼矢板 III型」の単価を1t当り3.6tの計上と考えてよろしいでしょうか。		
114	第0064号内訳書 修理費及び損耗費 「1現場あたり修理費及び損耗費（副部材（A））」は、「Z404051026 整備費 鋼製山留材 部品」の単価を1t当り1.13tの計上と考えてよろしいでしょうか。		
115	第0064号内訳書 0104 1現場あたり修理費及び損耗費（覆工板）、013 14現場あたり修理費及び損耗費（鋼矢板）及び013 14現場あたり修理費及び損耗費（副部材（A））について、整備費（市場価格）に各係数を乗じた単価の端数処理をご教示ください。		
116	第0064号 修理費及び損耗費 1現場当り修理費及び損耗費（覆工板、鋼矢板、副部材（A））の単価は、1円単位でしょうか、それとも有効3桁（4桁以降切捨てまるめ）でしょうか。		
117	設計書p.46 「第0064号 内訳書 修理費及び損耗費」に計上されている「1現場あたり修理費及び損耗費（鋼矢板） 32.4t」は、参考図 22/23、23/23 より耐震性貯水槽撤去時の土留工 25.6m分と、耐震性貯水槽設置時の土留工 28.8m分の 2回使用される鋼矢板があると考えます。2回使用されると考えられる 25.6m分の鋼矢板については、「建設用仮設材賃料積算基準」に準じ、補正されていると考えてよろしいでしょうか。		補正はしていません。 設計書のとおり積算してください。

118	設計書 P48 第0065号 覆工版は鋼製（従来型）が採用されておりますが、既設水路の形状および参考図から、異形の特殊覆工版の使用が必要と考えられます。これに伴う材料費、施工歩掛の変更は設計変更の協議対象と考えてよろしいでしょうか。	路面覆工の構造は公表しません。 工事請負契約約款に基づき、必要があると認められる場合は、変更協議の対象となります。
119	図番 参11/23～12/23には、標準形状ではない台形状の覆工版が記載されています。実際にこのような覆工版を製作する場合は、変更協議対象と考えてよろしいでしょうか。	
120	図面 参12/23 仮駐車場に設置する路面覆工の断面をご提示願います。積算は標準的な歩掛を採用されていますが、標準ではない構造となる場合、歩掛の変更や覆工掘削等は設計変更協議の対象であると考えてよろしいでしょうか。	
121	図面参12/23到達立坑付帯工図2において、覆工版受桁は、図面参13/23到達立坑用地造成断面図1と同様な構造をお考えでしょうか。仮設駐車場の覆工受構造をご提示ください。	
122	設計書 P48 第0065号 覆工版・受桁設置に積算は、標準的な歩掛を採用されておりますが、搬入路、施工範囲から、25tラフタークレーンの配置は不可と考えられます。使用機械や歩掛の変更は設計変更の協議対象と考えてよろしいでしょうか。	工事請負契約約款に基づき、必要があると認められる場合は、変更協議の対象となります。
123	設計書 P28 第0066号 地中連続壁について、地山や地下水の状況によって、積算基準と異なる量の、懸濁液注入量及び排泥量となることが考えられますが、これに伴う数量変更は設計変更の協議対象と考えてよろしいでしょうか。	工事請負契約約款に基づき、必要があると認められる場合は、変更協議の対象となります。
124	設計書 P48 第0066号 整地の積算は、標準的な歩掛を採用されておりますが、搬入路、施工範囲から、0.8m3BHなどの大型重機の使用や10tダンプトラックの通行は不可能と考えられます。使用機械や歩掛の変更は設計変更の協議対象と考えてよろしいでしょうか。	工事請負契約約款に基づき、必要があると認められる場合は、変更協議の対象となります。
125	第0068号内訳書 01345コンクリートブロック積工のコンクリート積ブロックは滑面 300×450×300でよろしいでしょうか。	第0068号「擁壁」枝番01345「コンクリートブロック積工」におけるコンクリート積ブロックは、道路局土木工事資材等単価表（令和3年4月版）に記載の滑面 300×450×350（7.4個/m ² ）を計上しています。
126	設計書p.50 「第0068号 内訳書 擁壁」内、「コンクリートブロック積工」に計上されている『コンクリート積みブロック』二次製品材は、物価資料に掲載されている“コンクリート積みブロック（滑面）高300×幅450×控350mm 7.4個/m ² ”と考えて宜しいでしょうか。異なる場合は、その製品の寸法をご教示下さい。	
127	第0068号 擁壁 内 コンクリートブロック積工 において計上する材料の規格は7.4個/m ² と10.0個/m ² のどちらでしょうかご教示願います。	
128	第0068号 擁壁 内 コンクリートブロック積工 において入力条件にある【0.32 m ³ /m ² 】はロス率を見込んでいないものと考えてよろしいでしょうかご教示願います。	その通りです。
129	第0071号内訳書 仮囲いにおいて、設置【95日】とありますが、仮囲い設置から95日の中に「到達作業ヤード整備工(覆工、ブロック積擁壁)、補助地盤改良工」を施工する計画でしょうか。	仮囲い設置日数の中には、No1到達立坑補助地盤改良工、No1到達立坑の立坑覆工、No1到達立坑築造工、シールド到達作業及び設備撤去を含みます。

130	設計書 p.54 「第0073号 内訳書 植栽」、「第0074号 内訳書 公園施設撤去」以外に撤去が必要な構造物等が確認された場合は、変更協議対象と考えてよろしいでしょうか。	工事請負契約約款に基づき、必要があると認められる場合は、変更協議の対象となります。
131	第0076号内訳書 配電設備 第0077号内訳書 照明設備 第0078号内訳書 電動設備 第0079号内訳書 受変電設備 電力設備の損料率を適用した場合、単価は1円以下切捨てになるのでしょうか、ご教示願います。	1円未満切捨てです。
132	第0076号 配電設備内訳書において、枝番01349 坑内配電線路で使用するVV-R (SV) 100mm ² 3心の率を掛ける前の単価をご提示ください。	環境創造局土木工事資材等単価表（令和3年4月）の通りです。
133	第0077号 照明設備 内 工事用照明 において工事用照明1個当たりの白熱灯ランプの個数は4個と考えてよろしいでしょうかご教示願います。	工事用照明10個当たり、白熱灯ランプを40個計上しています。
134	第0077号 照明設備 工事用照明に計上されるランプは、入力条件一覧表（WB253890号）に4個と記載されていますが、10個当たり4個を計上していますか、それとも40個を計上していますか。	
135	第0077号内訳書 照明設備 「工事用照明」の積算条件に「【4 個】」とありますが、交換用ランプを含めて4個であり、従って単価表は10個当たり40個計上すると考えてよろしいでしょうか。	
136	第0077号内訳書 工事用照明の入力条件【4 個】は、工事用照明1個当たり白熱ランプ4個計上と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	
137	第0077号 照明設備 内 坑内照明 において100m当たりの蛍光ランプ個数についてご教示願います。	坑内照明100m当たり、蛍光ランプを20個計上しています。
138	第0077号内訳書 坑内照明について、坑内照明100m当たりのランプ個数は何個とお考えでしょうか。ご教示願います。	
139	第0077号内訳書 00990切羽照明の10個当たりランプの個数をご教示ください。	切羽照明10個当たり、白熱灯ランプを20個計上しています。
140	第0077号内訳書 照明設備 「切羽照明」において、計上されているランプ個数は切羽照明10個当たり20個計上されていると考えてよろしいでしょうか。	
141	第0077号 照明設備 内 切羽照明 において切羽照明1個当たりの白熱灯ランプの個数についてご教示願います。	
142	第0077号内訳書 切羽照明について、切羽照明 1 個当たりのランプ個数は何個とお考えでしょうか。ご教示願います。	
143	第0077号内訳書 照明設備 「坑内照明」にて計上されている労務歩掛において、横浜市土木工事標準積算基準書（土木工事編Ⅰ_令和2年8月版）_Ⅱ-5-⑱-17『施工歩掛コード_WB253900』に記載の通り「9人+表8.5計上分を加算」にて積算されていると考えてよろしいでしょうか。	土木工事標準積算基準書（令和2年8月版）の通り積算してください。

144	第0077号内訳書 照明設備 「切羽照明」にて計上されている電工労務費は横浜市土木工事標準積算基準書（土木工事編Ⅰ_令和2年8月版）_Ⅱ-5-⑱-18『施工歩掛コード_WB253910』に記載の通り「3.9人/切羽照明10個当り」にて積算されていると考えてよろしいでしょうか。	土木工事標準積算基準書（令和2年8月版）の通り積算してください。
145	第0078号内訳書 電動機設備 「低圧電動機設備」項目にて計上されている漏電遮断器（各種）において、個別登録単価一覧表（R0304）にて公表されている「漏電遮断器 600V 3P 200AF」以外の機器はメーカー名『寺崎』の機器製品を採用されていると考えてよろしいでしょうか。	単価の採用メーカーについては回答しません。
146	第0078号 配電設備内訳書において、枝番00988, 00987, 01356, 01357 低圧電動機設備で使用する漏電遮断器 600V 3P 100AFの単価を提示ください。	環境創造局土木工事資材等単価表（令和3年4月）の通りです。
147	第0082号内訳書 換気工には電力量料金を含んでいるのでしょうか、それとも電力量料金高圧(常時)に含まれているのでしょうか、ご教示願います。	第0082号「仮設防音工換気照明設備」枝番00547「換気工」には、162運転日分の電力量が含まれています。 なお、枝番00549「電力量料金」には、枝番01359「防音ハウス照明」に掛かる電力量を計上しています。
148	設計書p.61 「第0082号 内訳書 仮設防音工換気照明設備」内、「換気工」には、162運転日当りの電力量料金が含まれていると考えて宜しいでしょうか。	
149	第0082号 仮設防音工換気照明設備 電力量料金 13.972.8kwhは、換気工の電力量は含まず、防音ハウス照明の電力量のみが計上されていると考えてよろしいでしょうか。	
150	第0082号内訳書 仮設防音工換気照明設備 「電力量料金 高圧(常時)」の数量である「13972.8kwh」は、換気工の軸流式ファン5台分と防音ハウス照明6個分の本工事計上日数分の数量と考えてよろしいでしょうか。	
151	第0082号内訳書 00547換気工の換気ファン1台当りの電力量ををご教示ください。	第0082号「仮設防音工換気照明設備」枝番00547「換気工」における軸流ファン1台当りの電力量は、162運転日当り、3,883.334kwhです。
152	第0082号 仮設防音工換気照明設備 において換気工における電力量についてご教示願います。	
153	第0082号内訳書 仮設防音工換気照明設備 内 換気工 において軸流ファンは損料9欄にて計上していますでしょうか。異なる場合、何欄にて計上されているかご教示願います。	第0082号「仮設防音工換気照明設備」枝番00547「換気工」において、軸流ファンの単価は、建設機械等損料表の9欄と11欄で計上しています。
154	設計書p.62 「第0910号 内訳書 運搬費」5行目、『仮設材取卸運搬（A）往復 その他鋼材 83.8t』における仮設材重量の詳細内訳をご教示下さい。	第0910号「運搬費」枝番01372「仮設材積込取卸運搬（A）往復」（その他鋼材）における仮設材重量の詳細内訳は以下の通りです。 H鋼 32.942t 軌条設備(レール) 12.362t 敷鉄板 38.496t
155	第0925号 事業損失防止施設費 「打合せ協議（中間打合せ1回）」および「家屋調査現地調査」に直接経費（材料費）は計上されていますか。	計上しています。
156	第0925号 事業損失防止施設費 01010～01018家屋事前調査に直接経費（材料費）は計上されていますか。	計上しています。
157	第0925号 事業損失防止施設費は全て間接費の率計算対象外と考えてよろしいでしょうか。	その通りです。

166	第0935号内訳書 負担金引込線工事費(高圧)の単価をご教示ください。	「Z403091022 負担金 引込線工事費(高圧)」の単価については、東京電力パワーグリッド㈱の単価を採用しており、単価の詳細については回答しません。
167	第0935号内訳書 01019負担金 引込線工事費(高圧)の1箇所当りの単価をご教示ください。	
168	第0935号内訳書 01019負担金 引込線工事費(高圧)は架空配電設備の場合でよろしいでしょうか。また、工事こう長1,000mを超える超過こう長をご教示ください。	
169	第0935号 役務費 「負担金 引込線工事費(高圧)」は令和2年度適用の臨時工事費を採用していますか、それとも令和3年度の単価を採用していますか。	
170	設計書p.65 「第0935号 内訳書 役務費」内、『負担金 引込線工事費(高圧) 1箇所』の計上単価をご教示下さい。	
171	第0935号内訳書 役務費 「負担金 引込線工事費(高圧)」の単価をご教示ください。または、単価算出に必要な数値(工事こう長、新増加契約電力など)あるいは1箇所当り単価をご教示ください。	
172	第0935号 役務費内訳書において、枝番0109 負担金引込線工事費(高圧)の単価をご提示ください。	
173	第0935号 役務費内訳書 枝番0319 電力基本料金 高圧(常時)において、力率割引を適用されていますでしょうか。ご教示ください。	「Z403091014 電力基本料金 高圧(常時)」の単価については、契約電力が500キロワット未満の場合(高圧電力A)としており、力率補正は行っていません。
174	第0935号内訳書 役務費 内 電力基本料金高圧(常時)は契約電力500kW未満で力率補正は行っていないものと考えてよろしいでしょうかご教示願います。	
175	SJ1050号単価表 泥水運搬 100m ³ 当り 3.4日(台)と積算されています。 汚泥の比重1.4、ダンプトラック9000kg積載とすると(約6.0m ³ /台) 排泥処理施設まで4.5往復する積算の意味でしょうか。 第0046号代価表 発生土処理 は建設発生土処分となっておりますが、連続壁面ソイル壁片及び高圧噴射攪拌工の混入土となり、実態にあわせた処分費及び運搬費の変更となりますか。	SJ1050の泥排水運搬工は、SJ1040の天蓋付深積式ダンプトラック(10t)を用いて現場から処理施設までの運搬した場合、泥水100m ³ を運搬するのに3.4日掛かることを意味しています。 設計書の通り積算してください。 また、立坑掘削における発生土処理については、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。
176	共SJ3070号 鋼材設置撤去工 内 門型クレーン運転費において電力量についてご教示願います。	共SJ3070号「鋼材設置撤去工」に計上されている門型クレーンの1日当たり電力量は、23.9kwhです。
177	SJ5080号単価表 連続壁工 10セット当り18.4時間とされていますが、1セット当り1.84時間施工の意味でしょうか。	1.84時間は、地中連続壁施工機の運転時間であり、これに芯材建込時間を加えた2.12時間が1set当りの施工時間です。
178	参考資料 共SJ8020号 メッシュフェンス設置工 モルタル練に計上されている砂は、洗砂(コンクリート用骨材細目)と考えてよろしいでしょうか。	共SJ8020号「メッシュフェンス設置工」枝番01168「モルタル練」に計上されている材料の規格は以下の通りです。 砂：細目(洗い) セメント：25kg袋入、取引数量 160~320袋
179	参考資料 共SJ8020号 メッシュフェンス設置工 モルタル練に計上されている高炉セメントはバラ、袋物のどちらでしょうか。	
180	個別登録単価一覧表 TJ7130 「600Vビニル絶縁ケーブル VV-R(SV)5.5mm ² 2心 2年未満」の単価51円は、2年未満の損料率を掛けた単価と考えてよろしいでしょうか。	その通りです

181	個別登録単価一覧表 Y2G7010010- 00327、鋼管損料の使用場所をご教示下さい。	第0021号「配管設備」枝番00327「配管設備工」で使用しています。
182	個別登録単価一覧表 Y2G7010010- 00332、鋼管損料の使用場所をご教示下さい。	第0021号「配管設備」枝番00332「配管設備工」で使用しています。
183	個別登録単価一覧表 Y2G7010010- 00336、鋼管損料の使用場所をご教示下さい。	第0021号「配管設備」枝番00336「配管設備工」で使用しています。
184	個別登録単価一覧表 Y2G7010010- 00344、鋼管損料の使用場所をご教示下さい。	第0021号「配管設備」枝番00344「配管設備工」で使用しています。
185	個別登録単価一覧表 Y2G7010010-00327、00332、00336、00344 鋼管損料についてピクトリック等の部品費としての諸雑費50%を含んでいるものと考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。	Y2G7010010-00327、00332、00336、00344「鋼管損料」には諸雑費50%を含んでいませんが、別途計上しています。
186	個別登録単価一覧表 シールド切替型推進工の特許使用料は発生しないものと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	シールド切替型推進工の特許使用料は発生しないものと考えておりますが、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められる場合は、変更協議の対象となります。設計書の通り積算してください。
187	本工事で使用している電力量料金は全て高圧(常時)でよろしいでしょうか。	その通りです。
188	電力量料金高圧(常時)(Z403091004)において、単価をご提示ください。	環境創造局土木工事資材等単価表(令和3年4月)の通りです。
189	個別登録単価一覧表 Y017500001-00547 電力料の単価は、高圧(常時)【Z403091004】の単価と同じと考えてよろしいでしょうか。	その通りです。
190	電力量料金高圧(常時)(Z403091004)において、消費税の端数処理方法(切捨て、四捨五入、切上げ)をご教示ください。	「Z403091004 電力量料金 高圧(常時)」の単価は小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位としています。
191	計上されている水は全て処分費(管理費区分T)として取り扱っているとと考えてよろしいでしょうか	水(使用水量20m3)は、【管理区分:T】で積算しています。
192	公有地内現場事務所設置補正の有無をご教示ください。【有】の場合、補正係数、補正方法、補正後の共通仮設費率の有効数値算出方法をご教示ください。	公有地内現場事務所設置の補正はしていません。
193	前払金支出割合区分は35%を超える場合、契約保証に係る補正は金銭的保証を必要とする場合でよろしいでしょうか。	一般管理費の計算条件は以下の通りです。 ・前払金支出割合区分:「35%を超える」 ・契約保証に係る補正:「金銭的保証を必要」
194	一般管理費の条件 一般管理費における前払金支出割合区分は「35%を超える」と考えてよろしいでしょうか。異なる場合はその区分をご教示ください。	
195	一般管理費の条件 契約保証に係る一般管理費等率の補正は「金銭的保証を必要とする場合」と考えてよろしいでしょうか。異なる場合はその保証の方法についての条件をご教示ください。	

196	設計書 週休2日補正区分 現場説明書に、『本工事は「週休2日制確保適用工事（発注者指定）」です。』と記載してありますが、設計書に記載のとおり『補正なし』として本工事の設計金額は週休2日補正を適用されていないと考えてよろしいでしょうか。	本工事は、週休2日制確保適用工事（発注者指定）ですが、当初設計においては、設計金額の補正は行っていません。達成率を確認後、補正を行い、請負代金額に反映します。 週休2日制確保適用工事（発注者指定）の詳細については、現場説明書に記載の通り、「横浜市週休2日制確保適用工事（発注者指定）実施要領」をご確認ください。
197	週休二日補正 現場説明書では「週休2日制確保適用工事（発注者指定）」となっていますが、設計書では週休2日補正区分で補正なしとなっています。週休2日制確保の実施に同意した場合にあって工事完成後に実施率に応じて工事費の補正を行うと考えて、入札段階では労務費、機械費、土木工事標準単価、市場単価及び間接工事費について週休2日補正を考えないでよろしいでしょうか、ご教示願います。	
198	週休二日補正 現場説明書では「週休2日制確保適用工事（発注者指定）」となっていますが、設計書では週休2日補正区分で補正なしとなっています。間接工事費に関する補正を無しとして、労務費、機械費、土木工事標準単価、市場単価については週休2日補正を行うものと考えてよろしいでしょうか。その場合は、達成率100%として補正するのでしょうか、ご教示願います。	
199	到達立坑部は住宅街であり道中の幅員から地盤改良機材の搬入が出来ない可能性が考えられます。考慮されているのでしょうか。	搬入可能と想定しています。 工事請負契約約款に基づき、必要があると認められる場合は、変更協議の対象となります。
200	図面11/14 到達部地盤改良工 改良先端部の土質柱状図が途切れているのですがそれ以深のデータはありますか。	No.1到達立坑部（Bor H31-No.1）は、深度18.28mまで土質調査を行っています。 No.2両発進立坑部（Bor H29-No.5）は、設計図に記載した深度までの調査です。
201	図面13/14 両発進立坑地盤改良工 改良先端部の土質柱状図が途切れているのですが、それ以深のデータはありますか。	工事請負契約約款に基づき、必要があると認められる場合は、変更協議の対象となります。
202	入札資料上で、地盤改良範囲における柱状図は改良範囲の途中までしかありません。 調査、検討によりコストアップになった場合、設計変更の対象となるのでしょうか。	
203	No.1到達立坑仮設道路の始点における電柱の移設について考慮されているのでしょうか。	移設協議が必要となります。
204	特記仕様書 5頁 2用地関係 (3)その他 長後街道から仮設道路として使用する公衆用道路は、一般車両は通行禁止となるのでしょうか。	長後街道から仮設道路として借地する駐車場までの公衆用道路については、通行止めはせず、一般車両の通行があるものとして想定しています。
205	特記仕様書 5頁 3周辺環境保全関係 防音ハウスの設置期間は、昼夜施工となるシールド工開始前から工期末までとのお考えでしょうか。	本工事の防音ハウスの設置期間は、シールド切替型推進工の開始前から、本工事の施工終了まで想定しています。
206	特記仕様書 7頁 4安全対策関係 交通誘導員の配置について、両発進立坑部の立坑着手前の準備作業も含む仮設工事では、配置不要とのお考えでしょうか。	両発進立坑部の仮設工（立坑着手前の準備作業等）の施工期間においても、交通誘導員を配置する計画としており、設計数量に計上しています。
207	特記仕様書 7頁 4安全対策関係 鉄道近接施工での設計協議の中で、施工時間等の制約はございましたでしょうか。	設計協議の段階では、制約はありません。別途、施工協議を実施し、条件等を協議してください。

208	特記仕様書 4 安全対策関係(6)その他に鉄道近接施工時は路面及び軌道の沈下計測を行うことと記載されていますが、その費用は、変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	計測方法及び費用については、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められる場合は、変更協議の対象となります。 設計書の通り積算してください。
209	特記仕様書 施工条件の明示 ■ 4 安全対策関係の (6) その他について、鉄道近接施工時は、路面及び軌道の沈下計測を行うこととありますが、当該積算においてはその費用を計上することなく、協議の結果に従い、設計変更になると考えてよろしいでしょうか。	
210	特記仕様書 7 枚目 別紙-1 4 安全対策関係 (6)その他 「計測方法等の詳細については、施工協議を行うこと」と記載されておりますが、常時監視など設計書と異なる協議結果となった場合は、設計変更協議の対象となると考えてよろしいでしょうか。	
211	特記仕様書 4 (6) その他：施工協議において、路面及び軌道の沈下計測以外に、軌道が設置されている地下構造物のクラック調査といった追加計測・調査等を求められた場合は、変更協議対象と考えてよろしいでしょうか。	
212	設計図面 4/14~7/14 シールド掘削断面には砂礫土が含まれていますが、最大礫径はどの程度を想定されていますでしょうか。また、掘削土の搬出において、礫径によっては通常吸引式で行うことは困難と思われますが、どのような計画をされているのでしょうか。	最大礫径は50mmを想定しています。 掘削土の搬出は、通常吸引式で可能と想定していますが、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められる場合は、変更協議の対象となります。
213	全般 設計図、特記仕様書等に、泥濃式シールド切替型推進工法による施工と記載がありますが、この工法の採用理由をご教示願います。また受注後、詳細な設計条件を確認の上で、全線シールド工法とすることは可能でしょうか。	各工法を比較検討した結果、施工性及び経済性から、泥濃式シールド切替型推進工法を採用しています。 工法を指定していますが、条件等が認められる場合は、変更協議の対象となります。
214	泥濃式シールド切替型推進工は指定工法でしょうか。ご教示下さい。	
215	泥濃式シールド切替型推進工が指定されています。全延長(L=835.3メートル)をシールドのみで施工する泥濃式シールド工への変更は可能でしょうか。ご教示下さい。	
216	全般 本工事において、河川の出水期、濁水期に伴う施工の制約は無いものと考えてよろしいでしょうか。	本工事において、河川の出水期、濁水期に伴う施工の制約はないものと考えています。
217	特記仕様書 全般 別紙-1 用地等に関し、受注後に地権者等の関係個所と施工協議を実施することとありますが、準備工の期間中に協議が整わず、工期に影響が出る場合は、工事一時中止や工期延伸等の設計変更協議の対処と考えてよろしいでしょうか。	工事請負契約約款に基づき、必要があると認められる場合は、変更協議の対象となります。
218	特記仕様書 4 枚目 別紙-1 1 工程関係 「…関係町内会、関係者に工事説明を行うものとする。」と記載されておりますが、説明後の近隣との協議等に伴い、着手が遅延した場合、工事一時中止や工期延伸等の設計変更協議の対処となると考えてよろしいでしょうか。	

219	<p>特記仕様書 4枚目 別紙-1 1 工程関係</p> <p>「特に両発進立坑用地・到達立坑用地周辺は長期間に渡り使用するため、関係町内会、関係者に工事説明を行うものとする。」と記載されておりますが、和泉町第二公園の長期一部占用について、設計段階での協議や説明は行われているのでしょうか。また、工事が制約を受ける近隣との取決め事項があればご教示願います。</p>	<p>設計段階において、関係する町内会及び和泉町第二公園の公園愛護会に対して工事説明・協議を実施しています。</p> <p>和泉町第二公園の工事中の使用については、以下の2点が条件となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園北側のグラウンドは原則使用不可。 (耐震性貯水槽設置工事を除く) ・公園南側にあるトイレは、使用できるようにすること。やむを得ず使用できない状況となる場合は、代替のトイレを設置すること。
220	<p>特記仕様書 3枚目 別紙-1 2 用地関係</p> <p>到達立坑用地(泉区和泉中央北二丁目4113番地)について、買収見込み時期が令和3年10月頃(契約手続き中)となっておりますが、現時点で買収は完了しているのでしょうか。手続き中の場合、完了時期をご提示願います。</p>	<p>到達立坑用地(泉区和泉中央北二丁目4113番地)の買収は、現時点で完了しておりません。買収予定時期についても未定です。</p>
221	<p>特記仕様書2(3)その他③:車両通行等の協議結果において、工事用車両走行が規制される時間帯、走行が認められない工事用車両があればご提示ください。</p>	<p>設計段階の協議においては、時間帯及び車両種別による規制はありませんが、別途、施工協議を実施し、条件等を協議してください。</p>
222	<p>特記仕様書 5枚目 別紙-1 2 用地関係</p> <p>「③長後街道から仮設道路として借地する駐車場までの公衆用道路については、工事のための車両通行等の協議は実施済みである。」と記載されておりますが、大型車両の通行に耐えられる道路構造であると考えてよろしいでしょうか。また、路面の損傷時の修繕は設計変更の協議対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>公衆用道路の道路構造は把握していません。路面損傷時の修繕については、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められる場合は、変更協議の対象となります。</p>
223	<p>特記仕様書 5枚目 別紙-1 2 用地関係</p> <p>(3)その他 「利用形態及び仮駐車場、借地期間等の詳細については、施工協議を実施すること。」と記載されておりますが、設計書と異なる協議結果となった場合は、設計変更協議の対象となると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>工事請負契約約款に基づき、必要があると認められる場合は、変更協議の対象となります。</p>
224	<p>図面 参11,13,14/23</p> <p>到達立坑用地の造成において、ブロック積み擁壁の棲側端部の構造をご提示願います。設計書には端部の施工が含まれていないため、受注後の設計変更追加事項と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>端部の構造については公表しません。</p> <p>契約後に別途協議します。 設計書の通り積算してください。</p>
225	<p>図面 参11,13,14/23</p> <p>到達立坑用地の造成において、北側端部(A断面側)は、掘削によって隣接家屋の擁壁根入れ部が露出することとなります。この擁壁の安定確認及び家屋所有者への説明は完了しているのでしょうか。未完了の場合、影響解析等や所有者との協議、これに伴う補強や追加工事は設計変更の協議対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>擁壁の安定確認及び家屋所有者への説明は行っていません。</p> <p>施工段階の協議で必要となった場合は、工事請負契約約款に基づき、変更協議の対象となります。</p>
226	<p>図番 参11/23 参13/23:到達立坑ヤードの造成にあたり、A-A断面には擁壁等の土留め壁が必要と思われます。変更協議対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>契約後に別途協議します。 設計書の通り積算してください。</p>
227	<p>図面 参11/23</p> <p>中和田中学校グラウンドわきに、未舗装の人道があります。擁壁施工時には通行止めにするものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>中和田中学校グラウンド脇の道路については、造成施工時は通行止めとすることを想定しています。</p>
228	<p>図面参13/23到達立坑用地造成断面図1において、立坑用地と中学校の間に道路と示されていますが、造成工事中は、通路を確保する必要がありますか。</p>	

229	<p>図番 参12/23：仮設駐車場の設置にあたり、現駐車場に重機が立ち入り、重量物揚重作業を行いますので、現駐車車両の一時仮移転が必要と思われます。駐車車両使用者殿との協議は完了しているのでしょうか。また、仮移転費用は変更協議対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>仮設駐車場設置作業中の一時移転については、協議は行っていません。 施工段階の協議で必要となった場合は、工事請負契約約款に基づき、変更協議の対象となります。</p>
230	<p>図面 参15/23 両発進立坑施工ヤード図について、記載の門型クレーンでは、搬入車両からの資材の荷下ろしが不可能となっております。天井走行クレーンへの変更等が必要になると考えられますが、設計変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>門型クレーンを含む設備の配置等については、契約後に別途協議します。 天井走行クレーン等への変更は、必要があると認められた場合、工事請負契約約款に基づき、変更協議の対象となります。</p>
231	<p>図面参16/23両発進立坑付帯工図1に施設撤去や両発進立坑構築期間の仮囲い等の安全施設が示されていませんが、どのようにお考えでしょうか。</p>	<p>契約後に別途協議します。 設計書の通り積算してください。</p>
232	<p>和泉町第二公園内について、仮囲いが計上されておられません。どのようにお考えかご教示ください。</p>	
233	<p>図面 参16/23 防火水槽新設箇所には、植栽、ロープ柵、境界ブロック等が設置されておりますが、撤去復旧には計上されておられません。受注後の設計変更項目と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>耐震性貯水槽設置に伴う公園施設の撤去復旧については、契約後に別途協議します。 設計書の通り積算してください。</p>
234	<p>図番 参16/23 防火水槽新設に支障する植栽、公園施設が確認された場合は、変更協議対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>耐震性貯水槽設置に伴う工事車両の進入は、面参17/23No. 2両発進立坑付帯工図2の歩道部切下げ位置を想定しています。</p>
235	<p>図面参16/23両発進立坑付帯工図1に防火水槽新設1基が示されています。その付近のコンクリート縁石等公園施設撤去が必要になりますが、変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。また、防火水槽新設に伴う工事車両の進入は、図面参17/23両発進立坑付帯工図2の歩道部切利下げ位置でしょうか。</p>	
236	<p>図面参16/23両発進立坑付帯工図1に示す遊具、標識類等の撤去材について、処分となりますか。あるいは、公園内に仮置きになりますか。</p>	<p>遊具・標識類等の撤去材の処分等については、施工段階の協議により決定します。 設計書の通り積算してください。</p>
237	<p>図面参16/23両発進立坑付帯工図1に柵蓋が数か所表示されています。撤去になりますか。あるいは、養生して仮舗装となりますか。</p>	<p>和泉町第二公園内の施設の撤去は、設計図書及び参考資料に記載の通りです。その他の柵蓋等については、養生をした上で舗装することを想定しています。</p>
238	<p>図面 参16/23 両発進立坑付帯工図において、高木を多数撤去することとなっておりますが、近隣への説明は実施されているのでしょうか。</p>	<p>和泉町第二公園の公園愛護会への説明は実施しています。</p>
239	<p>全般 工程について、想定されている、泥濃式シールド切替型推進機の製作期間をご教示願います。</p>	<p>泥濃式シールド切替型推進機の製作期間は、10か月を想定しています。</p>
240	<p>シールド切替型推進機は、何か月の製作期間を見込まれていますか。</p>	
241	<p>工事の準備工に何か月見込まれていますか。</p>	<p>準備工（測量・家屋調査・関係者間協議等を想定）は4か月を想定しています。</p>
242	<p>設計図面において、シールド推進切替点が表示されています。この地点で推進からシールドに切り替える理由をご教示下さい。</p>	<p>地下鉄管理者との協議により、地下鉄構造物への影響範囲内はシールド工法で施工することとなっているため、設計図の位置で切替えることとしています。</p>

243	特記仕様書別紙-3 随意契約により発注する場合の積算に関する特記仕様書において 1. 同一工種 (1) 工種：管きょ工(分流雨水) (シールド切替型推進工書仕上内径1650mm 同一工種①～⑦)とありますが、随契で予定されているシールド切替型推進工仕上内径2200mmは仕上内径が異なりますが「対象項目」に本件工事の落札率を乗じて算定した単価を用いると考えてよろしいでしょうかご教示ください。	後工事で予定している仕上内径2200mmシールド切替型推進工のうち、「競争入札により発注した工事の契約の相手方に関連工事を随意契約により発注する場合の積算に関する特記仕様書」(別紙-3)の【1. 同一工種】【(1) 工種：管きょ工(分流雨水) (シールド切替型推進工仕上内径1650mm)】の同一種別①～⑦と同等のものについては、2. に掲げる「対象項目」に本件工事の落札率を乗じて算定した単価(円未満切り捨て)を用います。
244	入札説明書(3)工事概要 イ全体工事概要 上記に記載のある全体工事概要ですがア 本件工事概要以外のすべてが、随契予定されておりますその2工事にての随契発注対象範囲と考えてよろしいですか。また、現在想定されている全体完成期限をご教示ください。	入札説明書の(3)工事概要 イ全体工事概要 に記載の工事内容のうち、ア本件工事概要 以外の全てを、随意契約により発注する予定です。 なお、後工事は2期を予定しており、全体完成予定は、令和9年3月です。
245	配置予定技術者 随意契約により締結が予定されている後工事(令和4年12月に発注予定の「その2工事」)については、今回工事の配置予定技術者が兼務できると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	本工事は、本来一体の工事であるものを予算の都合上、分割して発注している工事であるため、当初工事と随意契約予定の全ての工事を一件の工事として扱います。したがって、基本的には入札説明書2(2)で示している入札参加資格を満たす監理技術者等を本工事が完了するまで配置していただく必要があります。
246	配置予定技術者 随意契約により締結が予定されている後工事(令和4年12月に発注予定の「その2工事」)について、今回工事の配置技術者からその2工事用の別の技術者に交代して、今回工事、その2工事の両工事を兼務することもできると考えてよろしいでしょうか。交代できる場合は、具体的な時期についても、あわせてご教示願います。	両工事を兼務することは可能ですが、交代については、同14(3)ウに記載の通り、「発注者との協議により、工程上一定の区切りであり工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められた場合、又は技術者の変更が真にやむを得ないと認められる場合はこの限りではない。」としています。 なお、交代の時期については、現場の進捗状況等で異なるかと思いますので、工事担当課と協議願います。
247	特記仕様書 10推進・シールド工法関係(2)「推進工事技士」の有資格者を施工現場に配置することとありますが、配置条件についてご教示ください。	特記仕様書による推進工事技士の配置は、泥濃式シールド切替型推進工法の施工期間中の専任配置を想定しています。詳細については、契約後に別途協議します。
248	土砂検定試験の結果により、受入基準を満たさない場合、受入先については、設計変更できるものと考えてよろしいでしょうか。	工事請負契約約款に基づき、必要があると認められる場合は、変更協議の対象となります。
249	建設発生土の受入先の規定する土砂検定試験については、ボーリングや試料採取及び検定項目等をどのようにお考えでしょうか。又、各項目は見積に含まれますか。ご教示ください。	試料採取については立坑施工時に採取することを想定しています。検定項目については本市港湾局が定めた「臨海部埋立地土砂受入に係る検定試験実施要領」によります。 なお、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められる場合は、変更協議の対象となります。 設計書の通り積算してください。
250	和泉町第二公園内の作業ヤードは、公園全体を使用できるものと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	和泉町第二公園の北側グラウンドは耐震性貯水槽設置工を除いて原則使用できません。南側の占用については、契約後に別途協議します。
251	植栽について、全て伐採及び伐根で、移植はないものと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	設計図書に記載の通りです。
252	各工種の施工区分(昼間、夜間及び昼夜間)をご教示ください。	設計図書及び参考資料の通りです
253	図面参12/23到達立坑付帯工図2において、現況駐車場を仮設道路にする計画ですが、仮舗装構造図と同等の舗装と考えてよろしいでしょうか。あるいは、駐車場の舗装構成を変更することになりますか。	仮設道路として使用するNo.1到達立坑の南側の駐車場の舗装構成は把握していません。 駐車場の舗装構成の変更については、工事請負契約約款に基づき、必要があると認められる場合は、変更協議の対象となります。
254	図面参12/23到達立坑付帯工図2において、フェンス柵基礎であるブロック塀を全段数撤去するお考えでしょうか。撤去予定段数をご教示下さい。	撤去予定段数は3段を想定しています。

255	到達立坑施工ヤード整備工及び到達立坑築造は、施工の始業・終業時間規制は無いと考えてよろしいでしょうか。	設計段階の協議においては、始業・終業時間に関する規制はありませんが、別途、施工協議を実施し、条件等を協議してください。
256	本工事の管きょ工に可燃性対策は必要ないと考えてよろしいでしょうか。	必要ないと考えております。 工事請負契約約款に基づき、必要があると認められる場合は、変更協議の対象となります。
257	発進立坑、シールド切替型推進工において、工事で発生する濁水処理をどのようにお考えでしょうか。	公共下水道への排水を想定しています。 工事請負契約約款に基づき、必要があると認められる場合は、変更協議の対象となります。
258	現場説明書に令和3年度出来高予定10%とありますが、必ず出来高計上を要求される値でしょうか。	工事請負契約約款に基づき対応します。
259	特記仕様書9 地盤改良工関係より到達立坑における高圧噴射攪拌工は、定置式プラントで設計されていますが、そのプラントヤード、クレーンヤード、排泥車両ヤードの常時確保は可能でしょうか。	到達立坑の高圧噴射攪拌工において、施工ヤードの確保は可能と考えています。 施工段階の協議で必要となった場合は、工事請負契約約款に基づき、変更協議の対象となります。
260	本工事で使用する生コンクリートの試験練り、受け入れ検査、強度試験は必要でしょうか。また、その費用は設計に含まれているでしょうか。	土木工事（下水道）施工管理基準に基づいて、必要な試験等を実施してください。 試験費用については、土木工事標準積算基準書（令和2年8月）の通り、共通仮設費率に含まれています。
261	本工事で使用する推進管、セグメントの強度試験は必要でしょうか。また、その費用は設計に含まれているでしょうか。	土木工事（下水道）施工管理基準に基づいて、必要な試験等を実施してください。 試験費用については、土木工事標準積算基準書（令和2年8月）の通り、共通仮設費率に含まれています。
262	全般 設計図面に定められていないもの、及び参考図面は、任意仮設と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	参考図は、見積の簡素化、積算日数の短縮を図るため、積算条件を表示しています。これは契約条件として指定するものではありません。 仮設構造については、契約後に別途協議します。
263	地下埋設物 地盤改良工及び鋼矢板圧入の前に、試掘等による地下埋設物の確認が必要となった場合、設計変更の協議対象になると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	工事請負契約約款に基づき、必要があると認められた場合、変更協議の対象となります。